

3 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

行政だけでなく県民、NPO団体、スポーツ団体、学校、企業などが、積極的にスポーツ活動にかかわり、共助の精神で活動を行う「新しい公^{*15}」を推進し、生涯スポーツ社会の実現を目指します。

また、競技スポーツだけでなく、健康・体力づくりや仲間づくりを目的としたスポーツ活動、そして、文化・福祉活動も含めた総合的な活動を展開することで、地域の活性化を推進します。

(1) 総合型クラブの育成支援

総合型地域スポーツクラブは、「多世代、多種目、多志向」という特徴を持ち、地域住民により主体的に運営されるスポーツクラブです。また、地域のコミュニティとしても期待されています。

県は、未設置の市町村に少なくとも1つは設置できるようにするために、広域スポーツセンター^{*16}やクラブアドバイザーの派遣を通して、未設置の市町村への育成支援や質的な充実支援に努めます。

ア 地域住民及び学校・スポーツ諸団体に対して、総合型クラブの理念、趣旨、特徴、地域住民のかかわり方等を広く啓発し、理解を深める機会をつくります。

イ 設立している総合型クラブが市町村コミュニティのスポーツの核となるよう育成し、そのクラブを拠点として、近隣の地域に総合型クラブの活動が広がるよう支援していきます。

ウ 設立している総合型クラブが自立した活動を継続し、公益的な活動に取り組み、地域から信頼を得られるようNPO法人格の取得を促します。

エ 総合型クラブが未設置の市町村には、地域の実情に応じた幅広い支援策を推進し、少なくとも1つは設置できるよう引き続き支援を続けるとともに、活動の質的な充実により、継続的に運営できるクラブの育成を支援していきます。

オ 広域スポーツセンターを含めた総合型クラブの支援体制を見直し、総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援を担う中間支援組織^{*17}の構築に努めます。

カ 総合型クラブによる行政等と協働した公益的な取組の促進を図るための登録・認証等の制度の枠組みを策定し、これに基づき、各都道府県体育協会等は、関係団体と連携し、総合型クラブの登録・認証制度を整備します。

*15 「新しい公」とは、市町村、県、国だけでなく、NPO、企業など、地域社会に関わる主体が参加し、受委託、協働、連携あるいは自律的な活動と支援といったさまざまな形で役割を分担する領域のこと。

*16 「広域スポーツセンター」とは、総合型地域スポーツクラブの創設、育成及び県内のスポーツ活動を支援する組織。平成16年11月に設置された。

*17 「中間支援組織」とは、都道府県体育協会等が主体となり、都道府県のクラブ間ネットワークと連携・協働して総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援を行う組織。

(2) 子どものスポーツ環境の充実に向けた総合型クラブと学校との連携

子どものスポーツ環境の充実に向けて、総合型クラブと学校との連携が今後ますます必要となってきます。

県は、学校や幼稚園等にも地域におけるスポーツ環境を充実させる意義について働きかけを行い、総合型クラブとの連携に努めます。

ア 学校・幼稚園・放課後児童クラブ等への総合型クラブの啓発

(ア) 学校に総合型クラブの重要性を認知してもらい、総合型クラブ設立や継続した活動に向けてのパートナーシップの形成を推進します。

(イ) 学校の施設を有効に活用しながら、総合型クラブの拠点が地域（校区）の拠点として位置づけられるよう努めます。

イ 子どもの運動遊びやスポーツする場づくりの推進

(ア) 総合型クラブの活動の中に、勝敗を競う活動だけでなく、子どもや親子で参加できる活動やいろいろな種目を体験できる活動など、常時活動できる場をつくることを推進します。

(イ) 学校と総合型クラブが連携して運動会やスポーツ行事を共同開催するなど子どもや保護者に対する総合型クラブの認知度を高めます。そして、子どもの活動に保護者が参加することにより、運動実施率の低い世代（20～40歳代）の運動し始めるきっかけづくりを進めます。

(ウ) 幼稚園や放課後児童クラブ等と連携し、運動や外遊びの機会を増やす取組を支援します。

ウ 総合型クラブと学校が協力した、子どもの体力づくりの推進

学校・保護者・地域の三者が一体となって子どもの体力づくりを推進します。

エ 指導者の交流の推進

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の運動部活動の専門的な指導者不足を補い、授業や部活動の充実を図るため、地域スポーツ指導者やトップアスリートの活用を推進します。

(3) 地域のスポーツ指導者・クラブマネジャー^{*18}等の養成及び活用促進

総合型クラブの設置だけでなく、継続的な運営においては、地域のスポーツ指導者・クラブマネジャー等の養成及び活用促進が重要であるため、こうした人材を育成する広域スポーツセンターの事業を支援します。

*18 「クラブマネジャー」とは、総合型クラブの運営に携わる中心的な役職。（公財）日本体育協会が主催する講習を受講して資格を取得する。

ア スポーツ推進委員*19の資質向上と活用

- (ア) 熱意と能力があり、地域において効果的に連絡調整できる人材を委嘱するよう市町村に促し、総合型クラブの創設・発展に積極的に参画できる人材の育成に努めます。
- (イ) 地域スポーツへの女性の参加率が向上してきたため、女性委員の加入割合を高め、資質の向上に努めます。
- (ウ) 地域スポーツ推進の活動を通して、明るく元気な街づくりに寄与するとともに、地域一体感の醸成と非常時にも支え合える地域コミュニティの維持を促進します。

イ 資質の高いスポーツ指導者の養成と活用

- (ア) 運動遊びリーダーを始め、少年・少女、高齢者、女性、障害のある人の運動遊びリーダーを始め、少年・少女、高齢者、女性、障害のある人のスポーツ指導を適切に行うことができるスポーツ指導者養成講習会を開催します。
- (イ) スポーツ指導者の需要を把握するとともに、情報を発信し、利用しやすいシステム構築に努めます。
- (ウ) 地域住民の総合型クラブ活動への参加機運を高めるため、トップアスリートを含めた競技者が地域スポーツの指導者として活躍できる場づくりを推進します。

ウ 地域住民による主体的なクラブ活動の運営に向けた、マネジメントやコーディネートができる人材育成

総合型クラブのマネジャーや、スポーツ指導者の雇用形態の改善を図り、長期間にわたり安定して運営できるよう、多様な財源を確保し、財政的にクラブが自立できるような仕組みづくりに向けた支援に努めます。

(4) 地域スポーツ施設の充実と学校体育施設の有効活用の促進

地域住民のスポーツ参画人口を増加させるためには、施設の充実とともに、学校体育施設の有効活用の促進は欠かせません。

県は、国による先進的事例の情報提供をするとともに、スポーツ施設の新改築、運営方法の見直しにあたり、柔軟な管理運営やスポーツ施設の魅力、収益力の向上による持続的なスポーツ環境の確保に努め、学校体育施設の有効活用等の促進を図ります。

ア 愛知県体育館や愛知県武道館など、県が所管するスポーツ施設において、広域的な地域を対象とした競技大会を開催するなど、それぞれの施設が持つ役割を果たすことができるようスポーツ環境の整備に努めます。

*19 「スポーツ推進委員」とは、スポーツ基本法に基づき、地域スポーツ推進のため市町村が委嘱する非常勤職員（旧体育指導委員）。スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導・助言を任務としている。

- イ 県立学校の体育施設を始め、市町村立学校の空き教室等の積極的な活用による、地域スポーツ活動場所の拡充に努めます。
- ウ 学校体育施設と地域との共同利用化についての先進事例を収集し、市町村に対して共同利用の普及・啓発を図ります。また、学校体育施設開放に関する責任や負担・利用調整等を、市町村・学校・地域が協働して担うことが可能となる施設の運営方法を検討し、共同利用化を促進します。
- エ 学校体育施設や公共スポーツ施設等が「新しい公」を担う地域コミュニティの核となる機能を充実・強化するため、地域住民の交流の場となるようクラブハウス*²⁰の整備についての検討を進めます。
- オ 学校の体育施設や教室、公共の体育館・プール・競技場・多目的広場・公民館などの施設利用率が向上し、地域住民のスポーツ参加率が高まるよう関係各所への働きかけに努めます。
- カ 公共スポーツ施設の指定管理者として法人格を有する総合型クラブを指定している先進事例を研究し、市町村に情報を提供します。
- キ 県は、スポーツ施設の整備と合わせて、キャッチボール等の軽スポーツが気軽にできる場としてオープンスペースなどの有効活用を促進し、施設以外にも地域でスポーツができる場の創出に努めます。
- ク 障害のある人と障害のない人が共に利用できるスポーツ施設の在り方を考え、障害の有無にかかわらず、健康の保持増進や福祉の向上に寄与することを目的とした既存施設のバリアフリー化を推進します。

(5) 地域スポーツと企業・大学等との連携・協働

地域スポーツの推進には、企業や大学等との連携・協働が有効です。

県は、県内の企業や大学等との連携を図り、地域におけるスポーツ機会や大学生のスポーツボランティア等の拡大に努めます。

ア 地域スポーツの人材養成を企業や大学に働きかけ、総合型クラブ向けの公開講座や講習会を開催するなど、連携・協働の取組を支援します。

イ 障害のある人と障害のない人が同じ場所でスポーツを行うための方法や、健康増進、スポーツ障害・事故防止策、地域の活性化につながるスポーツ・レクリエーションプログラム等について、大学での研究成果や人材を広く地域スポーツに活用するための取組を推進します。

ウ 大学生のインターンシップやスポーツボランティアを利用して、総合型クラブの人手不足を補うとともに、活動の活性化を図ります。

*20 「クラブハウス」とは、学校や既存施設の一室を間借りするなどして、地域スポーツ活動の窓口やスポーツ情報の発信・集約拠点となり、地域住民の交流や親睦を図る場になることが期待されている。

エ 総合型クラブが企業・大学と協力関係を構築することで、トップアスリートや指導者、スポーツ医・科学研究者等外部資源を地元に戻元できる仕組みを検討します。そして、ジュニアアスリートの発掘、生活習慣病や介護予防といった新しい分野にも取り組み、クラブで育成した子どもたちが企業や大学に入るような「スポーツ界における好循環^{*21}の創出」など、これまでにはないクラブ活動の可能性を検討します。

4 競技力の向上を目指す取組の推進

日本国内での東京 2020 オリンピック・パラリンピック^{*22}、県内開催の 2026 年アジア競技大会において、本県ゆかりの選手が多数^{*23} 日本代表選手として大会に出場し、活躍することは、県民に大きな感動を与え、スポーツへの強い関心を高める原動力となります。

そのために、活力ある「スポーツ愛知」の実現を目指した競技スポーツの更なる充実、普及・推進に取り組みます。

(1) ジュニア選手の発掘・育成・強化

ジュニア期は、生涯にわたってスポーツライフを実現するための資質や能力を養う年代であり、発育・発達レベルに応じた適切な指導が大切です。

したがって、県においては、(公財) 愛知県体育協会が中心となり、ジュニアアスリートの育成に関わるスポーツ指導者、各競技のジュニア層クラブ、学校部活動等との連携を深め、ジュニア期における適性を見極め、有望なジュニア選手の発掘から効果的な育成・強化に取り組みます。

また、現在の中・高校生の世代が競技パフォーマンスのピークを迎える 2026 年には、アジア競技大会を本県で開催することが決定したため、県では東京 2020 オリンピック・パラリンピック後も選手強化を継続し、愛知の競技力向上に向けた取組を進めます。

(2) トップアスリート(チーム)の強化・連携・活用

国際的な総合スポーツ大会^{*24}等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう、競技力強化を支援します。

*21 「スポーツ界における好循環」とは、トップアスリートが引退した後もそのキャリアを生かした活動ができる環境。

*22 「パラリンピック」とは、国際パラリンピック委員会が主催する障害者を対象とした世界最高峰のスポーツ競技大会。

*23 オリンピック 80 名・パラリンピック 15 名の大会出場を目指す。

*24 東京 2020 オリンピック・パラリンピック、第 20 回アジア競技大会等。

ア トップアスリート（チーム）の強化

県は、2020年東京オリンピック・パラリンピックあいち選手強化事業を推進することで、本県ゆかりのトップアスリートが東京2020オリンピック・パラリンピックに日本代表として出場し、活躍することが期待されます。大会後も引き続き、国際的な総合スポーツ大会に向けて選手強化策に取り組むとともに、各競技団体が中・長期的なプランに基づいて、効果的にアスリートの強化を図ることができるように支援します。

また、国際レベルを目指すアスリートやパラアスリートが競う国内トップレベルの総合競技大会である国民体育大会や全国障害者スポーツ大会への選手の派遣を通して、県内の競技力向上を図るとともに、トップアスリートや指導者の意欲を高める観点から、愛知県スポーツ顕彰^{*25}や、愛知県障害者スポーツ顕彰^{*26}、(公財)愛知県体育協会表彰^{*27}を実施します。

イ トップアスリートの連携・活用

本県のトップアスリート（チーム）の活躍は、県民に大きな夢と感動をもたらします。また本県には全国的にも有数なトップアスリートが所属する企業、学校が、数多く存在しています。

このようなトップアスリート（チーム）が、競技間あるいは異種競技の垣根を越えて密接に連携し、また、トップアスリート（チーム）が地域でのスポーツ指導等により、県民に身近な存在として「スポーツ愛知」のシンボリックな活動を展開することで、県内スポーツの普及・推進に多大な効果が期待されます。

県は、各競技団体及び(公財)愛知県体育協会が、トップアスリート（チーム）が所属する企業、学校等、各機関との連携体を形成し、県内で巡回指導等の事業展開を実施するような取組を支援します。

(3) スポーツ指導者及び審判員等の養成

2026年アジア競技大会などの国際的な総合スポーツ大会の円滑な運営に向けて、様々な役割を担う人材育成が必要となります。県は、従来の指導者及び審判員等の養成を始め、大会コーディネーター、運営マネージャー等、中央競技団体と連携した人材養成に取り組みます。

*25 「愛知県スポーツ顕彰」とは、国際的なスポーツ競技大会等において、優れた成果を挙げるなど本県スポーツの向上と振興に関し、特に功績が顕著な者に対して知事が行う表彰。

*26 「愛知県障害者スポーツ顕彰」とは、自らの障害を克服して自立し、世界的規模の障害者スポーツの競技会に出場した者であって、本県障害者の社会参加の推進に特に功績が顕著であると認められる者に対して知事が行う表彰。

*27 「(公財)愛知県体育協会表彰」とは、本県の体育・スポーツの向上・発展に功績があった個人や団体に対して(公財)愛知県体育協会が行う表彰。

ア 指導者等の養成

競技力を高めるためには、各競技における公認スポーツ指導者及び審判員の養成が不可欠です。各競技団体が、公認スポーツ指導者資格の義務付けと審判員の資質向上を目指すことは、質の高い指導やレベルの高い試合へと発展し、競技力向上に大きく寄与します。

県は、(公財)日本体育協会公認スポーツ指導者を始めとした各競技の公認スポーツ指導者及び審判員等の養成を支援します。

イ 高レベルの指導環境の構築

各機関が連携し、ジュニア期からトップレベルに至るまでの個々の特性や、発達段階に応じた専門的指導が行える指導者の養成及び指導体系の構築を図るとともに、競技力向上に向けた企画立案、スポーツ医・科学・情報の分野に高い専門性を有するスタッフを養成・確保し、競技に関する状況分析や情報共有の機能強化に努めることが望まれます。

県は、国が作成したグッドコーチ育成のための「モデル・コア・カリキュラム^{*28}」を普及し、指導内容の質を確保するとともに、スポーツドクター、アスレティックトレーナー^{*29}、アナリスト^{*30}、審判員等の養成に努め、トップレベルのスポーツ推進に寄与する環境整備の構築を目指します。

(4) 障害者スポーツの競技力向上

自らの障害と向き合いながらひたむきに挑戦するアスリートの姿は、人々に大きな夢と感動や勇気を与えるものです。障害者スポーツを一層、普及・推進するためにも競技力向上は重要です。県は、パラリンピック競技大会における選手の活躍に向け、支援します。

ア スポーツ競技団体等との連携

障害のある人が、障害の程度に応じてスポーツを楽しむとともに、競技力向上を図ることができるよう、障害者スポーツ競技団体と、スポーツ競技団体、スポーツクラブ、大学等との連携を図ります。

イ 障害者スポーツ団体が実施する競技力向上対策事業等への支援

障害のあるアスリートが競技に打ち込む姿は、障害のある人だけでなく、多くの人々に勇気や感動を与えることから、障害者スポーツ競技団体が実施する競技力向上対策事業等への支援に努めます。

*28 「モデル・コア・カリキュラム」とは、スポーツ指導者に求められる資質能力（思考・態度・行動・知識・技術）を確実に取得するために必要な内容を「教育目標ガイドライン（講義概要・目的やねらい・到達目標・時間数）」として国が策定したものである。

*29 「アスレティックトレーナー」とは、スポーツ現場で選手が受傷したときの応急処置や傷病の評価、復帰までの手順を考えたり、傷害の予防のために働くスタッフの一員。

*30 「アナリスト」とは、各競技においてデータ分析を担当するチームスタッフ。

ウ 東京 2020 パラリンピックに向けた強化事業

県では、平成 28 年度から 2020 年東京パラリンピックあいち選手強化事業を開始しており、本県にゆかりのある選手の競技力強化に向けて引き続き支援します。

(5) スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

県は、国際的な総合スポーツ大会に向けて、クリーンでフェアなスポーツの推進に取り組むことを通して、スポーツの価値の一層の向上を目指します。

ア ドーピング防止活動

ドーピング^{*31}については、アスリートに重大な健康被害をもたらすことに加え、フェアプレイの精神に反し、青少年に悪影響を及ぼすなどの問題があります。ドーピング撲滅に向けて国内外で取組が進められ、スポーツ基本法においても、「国はドーピング防止活動の推進に必要な施策を講じること」とされています。このような観点を踏まえつつ、いわゆる「うっかりドーピング」を未然に防止するためにも、アスリートのみならず指導者らも対象に、ドーピングに関する教育・啓発等の防止活動の更なる充実を図ることが求められています。

県は、(公財)愛知県体育協会やスポーツ医・科学関係機関並びに公認スポーツファーマシスト^{*32}等と連携を深め、ドーピング防止に関する講習会の開催や情報の提供に努め、ドーピング防止活動を積極的に推進します。

イ スポーツ仲裁等の推進

東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催、2026 年に愛知・名古屋で開催するアジア競技大会を控え、スポーツ・インテグリティ^{*33}を高めるためには、その主体であるスポーツ団体が、社会的な責任に応える組織運営を行うことが必要です。スポーツ基本法では、「スポーツ団体は、運営の透明性を確保するとともに、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に努めること」とされており、日本でオリンピック・パラリンピック競技大会等の国際的な総合スポーツ大会が開催される現在、スポーツ団体の組織運営体制（ガバナンス）を強化し、組織運営体制の透明度を高めるとともに、スポーツ紛争の解決のための基礎的環境整備を図ることが強く求められています。

*31 「ドーピング」とは、競技力を高めるために薬物などを使用したり、それらの使用を隠したりする行為。

*32 「スポーツファーマシスト」とは、最新のドーピング防止規則に関する正確な情報・知識を持ち、競技者を含めたスポーツ愛好者に対し、薬の正しい使い方の指導等を行う認定薬剤師。日本アンチ・ドーピング機構により認定される。

*33 「スポーツ・インテグリティ」とは、必ずしも明確に定義されているとはいえないが、ドーピング、八百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如等の不正が無い状態であり、スポーツに携わる者が自らの規範意識に基づいて誠実に行動することにより実現されるものとして国際的に重視されている概念である。

県は、(公財)愛知県体育協会に加盟しているスポーツ団体の組織運営体制の更なる強化を図り、透明性の高い組織運営体制の整備に努めます。また、スポーツ団体と連携し、スポーツ仲裁自動応諾条項^{*34}の採択等により、スポーツに関する紛争の迅速・円滑な解決が促進するよう環境整備に努めます。

(6) 国際競技大会等の開催等

国の第2期スポーツ基本計画では、スポーツを通じた地域活性化の観点から、スポーツツーリズム^{*35}の活性化とスポーツによるまちづくり・地域活性化の推進主体である地域スポーツコミッションの設立促進を目指しています。

県としても、全国・世界に打ち出せるスポーツ大会を招致・育成し、地域の活性化につなげるため、「あいちスポーツコミッション」を設立し、自治体、スポーツ関連団体、経済・観光団体、大学、マスメディア、企業・NPOなど、地域の関係者の参画を得た取組を一層推進します。特に、2026年に愛知・名古屋で開催するアジア競技大会に向け、適切に準備を進めていきます。また、大会等の開催に当たっては、スポーツボランティアの活用や施設整備の検討を関係機関と連携して進めます。

(7) スポーツ行政の今後の在り方について

スポーツ施策を総合的に推進するため、平成27年10月、文部科学省の外局としてスポーツ庁が創設されています。また、(公財)日本体育協会も(公財)日本スポーツ協会に改称し、一層のスポーツ振興の推進を図ろうとしています。

本県においても、2026年のアジア競技大会の開催を契機として、スポーツ行政の在り方について研究・検討を進めていきます。

*34 「自動応諾条項」とは、『スポーツに関する紛争が生じたときは、(一財)日本スポーツ仲裁機構の仲裁手続を利用して解決する』というような内容のもので、あらかじめ各団体の規則に定められていれば、競技者が仲裁の申立てを行うと、自動的に仲裁合意があるとみなされる。

*35 「スポーツツーリズム」とは、スポーツを「する」「観る」「支える」ための旅行やこれらと周辺観光地を組み合わせた旅行を総じて表した言葉。